

## 7 福祉・保育等関係

### ア 介護

| 事項名                               | 措置内容   | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期  |        |        |
|-----------------------------------|--|--------------|---------|--------|--------|
|                                   |  |              | 平成16年度  | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 痴呆性高齢者に対する介護<br>(厚生労働省)           | 「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。   | 計画・福祉ア b     | 逐次実施    |        |        |
| 介護職の業務範囲等<br>(厚生労働省)              | A L S (筋萎縮性側索硬化症) 以外の在宅患者に対するたんの吸引等の行為についても、医師法上の取扱いについて検討し、明確化する。   | 計画・福祉ア d、e、f | 逐次検討・結論 |        |        |
| 在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡<br>(厚生労働省) | 介護保険における施設サービスと特定施設(有料老人ホーム及びケアハウス)やグループホームとの間にはいわゆるホテルコスト以外にも、食費、光熱費、清掃費などの負担に差があることから、介護保険制度全体の見直しにおける施設体系の在り方等を見直しの中で、在宅サービスと施設サービスとの間の負担の均衡を図る観点も含めて検討し、結論を得る。 | 計画・福祉ア       | 検討、結論   |        |        |
| 利用者保護のための監視体制の構築<br>(厚生労働省)       | 都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。   | 計画・福祉ア       | 逐次実施    |        |        |
| サービスの質の向上のための取組<br>(厚生労働省)        | 市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行うとともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。  | 計画・福祉ア       | 逐次実施    |        |        |
| 介護支援専門員の在り方<br>(厚生労働省)            | a 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持つるようになるための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討し、所要の措置を講ずる。                | 計画・福祉ア c、22  | 逐次実施    |        |        |
|                                   | b 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も   | 計画・福祉ア d     | 逐次実施    |        |        |

| 事項名   | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|---|---|--------------|--------|--------|--------|
|   |   |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|   | 含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。  |              |        |        |        |
| P F I 法を活用した公設民営方式の推進<br>(厚生労働省、内閣府)              | 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(P F I 法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、P F I 事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該P F I 事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者に使用させることができる」としているP F I 法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、P F I を活用した公設民営を促進する。 | 計画・福祉ア a     | 逐次実施   |        |        |
| 株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁<br>(厚生労働省)<br>(内閣官房、厚生労働省) | a 構造改革特区における公設民営方式又はP F I (民間資金等活用事業)方式による株式会社の特別養護老人ホーム経営の状況や、施設体系の在り方の見直しの状況を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。<br>b 構造改革特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための民間人からなる委員会を平成15年7月中に設立し、年内に評価方法や基準等を検討する。認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。                             | 重点・A P 11    | 逐次検討   |        | 逐次実施   |
| 介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等                       | 公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの事業者の第三者評価の推   | 計画・福祉ア a、c   | 逐次実施   |        |        |

| 事項名                                   | 措置内容   | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期                           |        |        |
|---------------------------------------|--|--------------|----------------------------------|--------|--------|
|                                       |  |              | 平成16年度                           | 平成17年度 | 平成18年度 |
| (厚生労働省)                               | 進方策を講ずる。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。  |              |                                  |        |        |
| 保険者による介護保険施設定数の調整<br>(厚生労働省)          | 保険財政を安定的に運用していく観点から、保険者たる市町村にサービスの供給をコントロールする権限を付与することを、介護保険全体の見直しの中で検討し、結論を得る。  | 計画・福祉ア       | 検討・結論                            |        |        |
| 有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組み<br>(厚生労働省) | 有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であり、多額の一時金を必要とし、住み替えが困難であること、提供されるサービスが介護を含めた入居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証の内容等一時金の保全措置について、より確実に入居希望者に情報提供させるようにするなど、有料老人ホームにおける一時金の保全措置に関する取組の充実を図る。 | 計画・福祉ア       | 検討・結論                            |        |        |
| 高齢者介護の新しい仕組みの在り方<br>(厚生労働省)           | 介護サービスの価格は、提供されたサービスの内容(評価)を基に決定されるべきものであり、介護サービスの質の向上を図る観点からも、ケアの標準化について、科学的・実証的研究を早急に進めるとともに、その確立を図る。  | 重点・医療9       | 科学的・実証的研究の開始                     | 逐次実施   |        |
| 介護保険の給付対象となる福祉用具等の給付の適正化<br>(厚生労働省)   | 福祉用具については、給付の適正化について検討し所要の措置を講じる。  | 重点・別表7-27    | 16年度一部措置<br>次期介護保険全般の見直しに併せ検討・結論 |        |        |

## イ 保育

| 事項名                           | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|-------------------------------|---|--------------|--------|--------|--------|
|                               |   |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 公立保育所の民間への運営委託等の促進<br>(厚生労働省) | a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者に委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。 | 計画・福祉イ a     | 逐次実施   |        |        |

| 事項名   | 措置内容   | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期                         |        |        |
|---|--|--------------|--------------------------------|--------|--------|
|   |  |              | 平成16年度                         | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 内閣府)  | b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。  | 計画・福祉イ b     | 逐次実施                           |        |        |
| 保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入<br>(厚生労働省)          | 平成9年の児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討する。<br>また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。 | 計画・福祉イ       | 可否について長期的に検討                   |        |        |
| 保育サービスに関する情報の一体的提供の推進<br>(厚生労働省、文部科学省)      | 利用者による選択の利便性向上と、サービス内容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報を各地方自治体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、地方自治体に対し、積極的に働きかける。   | 計画・福祉イ       | 逐次実施                           |        |        |
| 保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進<br>(厚生労働省)<br>(文部科学省) | a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。  | 計画・福祉イ c     | 逐次実施                           |        |        |
|   | b 地方公共団体や関係団体のホームページなどで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。   | 計画・福祉イ d     | 逐次実施                           |        |        |
| 夜間保育、休日保育の推進<br>(厚生労働省)                     | 定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。   | 計画・福祉イ       | 新エンゼルプラン(11年12月19日策定)に基づき、計画的に |        |        |

| 事項名  | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|--|---|--------------|--------|--------|--------|
|  |   |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|  |   |              | 推進     |        |        |
| 認可保育所<br>基準の見直し<br>の検討及び<br>その周知<br>徹底<br>(厚生労働省)                  | a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。  | 計画・福<br>祉イ a | 逐次実施   |        |        |
|  | b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。  | 計画・福<br>祉イ c | 逐次実施   |        |        |
| 認可保育所<br>の経営主体<br>や施設基準<br>についての<br>地方自治体<br>への周知徹<br>底<br>(厚生労働省) | 民間企業による設置経営の容認や、近所の公園を園庭の代替とすることの容認といった施設基準の緩和など既に実施された規制緩和措置について、より一層の周知徹底を図る。   | 計画・福<br>祉イ   | 逐次実施   |        |        |
| 認可外保育<br>施設に対す<br>る指導監督<br>の徹底<br>(厚生労働省)                          | 第153回国会において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。 | 計画・福<br>祉イ a | 逐次実施   |        |        |

| 事項名  | 措置内容  | 前計画等との<br>関係               | 実施予定時期  |        |        |
|--|---|----------------------------|---|--------|--------|
|  |   |                            | 平成16年度  | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 保育所等の<br>受入児童数<br>の拡大<br>(厚生労働省)               | 保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。   | 計画・福<br>祉イ b               | 逐次実施  |        |        |
| 幼稚園・保育<br>所の一元化<br>(文部科学省、<br>厚生労働省)           | 地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。 | 重点・A<br>P5〔計<br>画・福祉<br>イ〕 | 取りま<br>とめ   | 措置     |        |
| 放課後児童<br>の受入体制<br>の充実<br>(厚生労働省)               | 放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。   | 計画・福<br>祉イ                 | 新エン<br>ゼル<br>ラン及<br>び「仕事<br>と子育て<br>の両<br>立支援<br>策の方<br>針につ<br>いて」<br>(平成13<br>年7月<br>閣議決<br>定)に基<br>づき計<br>画的に<br>推進 |        |        |
| 地域子育て<br>支援センタ<br>ー事業のN<br>PO法人へ<br>の委託の容<br>認 | 現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認めるNPO法人にも認める。  | 重点・別<br>表2-954             | 措置  |        |        |

| 事項名   | 措置内容  | 前計画等との<br>関係    | 実施予定時期  |            |        |
|---|---|-----------------|---------|------------|--------|
|   |   |                 | 平成16年度  | 平成17年度     | 平成18年度 |
| (厚生労働省)                                     |   |                 |         |            |        |
| 新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認<br>(厚生労働省) | 待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。<br>(1)保育所を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること<br>(2)賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること | 重点・別表2-955      | 措置      |            |        |
| 株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営の解禁<br>(厚生労働省)      | 株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体に係る制限については、大型児童館A型の設置を除き、一定要件の下に撤廃する。   | 重点・別表3-33       | 措置      |            |        |
| 保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認<br>(厚生労働省)           | 現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。<br>(第159回国会に法案提出)   | 重点・別表5-961、6-48 | 法案成立後公布 | 措置(4月施行予定) |        |
| 多様な保育サービス制度の拡充<br>(厚生労働省)                   | パートタイム労働者等が保育所を利用しやすくするため、利用者のニーズに応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充する。   | 重点・別表6-40       | 措置      |            |        |

## ウ 障害者施策

| 事項名   | 措置内容                  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|-------|-----------------------|--------------|--------|--------|--------|
|       |                       |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| バリアフリ | 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用し | 計画・福         | 逐次実施   |        |        |

| 事項名                                   | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|---------------------------------------|---|--------------|--------|--------|--------|
|                                       |   |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 一化等の推進<br>(警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) | た移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。   | 祉ウ           |        |        |        |
| 障害者福祉制度の改革<br>(厚生労働省)                 | 支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、介護保険制度の見直しと併せ、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。 | 計画・福祉ウ       | 検討・結論  |        |        |

## エ 社会福祉法人

| 事項名                               | 措置内容   | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期     |        |        |
|-----------------------------------|--|--------------|------------|--------|--------|
|                                   |  |              | 平成16年度     | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し<br>(厚生労働省) | 社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図るため、担当行政部門間の円滑な調整や、行政の不整合の解消を促進するとともに、既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。 | 計画・福祉工       | 必要に応じて逐次実施 |        |        |
| 社会福祉法人の在り方の見直し<br>(厚生労働省)         | 社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、例えば、社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れについて早急に検討する。       | 計画・福祉工 b     | 措置         |        |        |
| 社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促         | 消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。                                | 計画・福祉工       | 必要に応じて逐次実施 |        |        |

| 事項名                       | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期     |        |        |
|---------------------------|---|--------------|------------|--------|--------|
|                           |   |              | 平成16年度     | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 進<br>(厚生労働省)              |   |              |            |        |        |
| 社会福祉協議会の役割の見直し<br>(厚生労働省) | 平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。 | 計画・福祉工       | 必要に応じて逐次実施 |        |        |

## オ 年金

| 事項名                             | 措置内容   | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期 |        |        |
|---------------------------------|--|--------------|--------|--------|--------|
|                                 |  |              | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 公的年金の相互協定の対象国の拡大<br>(厚生労働省、外務省) | 公的年金の保険料の二重払いを回避すること及び当該国及び我が国の公的年金加入期間の通算により受給権を確立させ、掛け捨てを防止することを目的とする社会保障協定について、現在交渉中の米国、韓国、フランス、ベルギー等との早期交渉妥結、また、その他交渉未開始国との交渉を早期に開始する。 | 重点・国際4(2)    | 逐次実施   |        |        |
| 国民年金の徴収事務等の見直し<br>(厚生労働省)       | a 現在未納者に対して行われている催告状の送付、電話等による納付奨励を引き続き実施するとともに、徴収の効率性、公平性等に留意しつつ、必ずしも高所得者層に限定せず、職権による強制徴収を的確に実施する。  | 重点・官製2(1)    | 措置     |        |        |
|                                 | b 民間事業者等に保険料の直接集金を行わせることを検討する等、徴収事務等の民間委託を一層推進する。  | 重点・官製2(2)    | 逐次実施   |        |        |

カ その他

| 事項名  | 措置内容  | 前計画等との<br>関係 | 実施予定時期           |        |        |
|--|---|--------------|------------------|--------|--------|
|  |   |              | 平成16年度           | 平成17年度 | 平成18年度 |
| ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限に関するガイドラインの策定<br>(総務省) | ドメスティックバイオレンス被害者保護のための住民基本台帳閲覧制限の在り方について先進的な取組み事例も参考にしつつ、検討を開始し、検討結果を踏まえて閲覧制限に関するガイドラインを策定する。 | 重点・別表3-15    | 16年のできるだけ早い時期に措置 |        |        |